

2019年(令和元年)8月1日 木曜日



Q 相続制度が変わると聞きました。どのようになるのですか。

A 大きく五つが変わります。

一つ目は、配偶者を優遇する制度の導入です。自宅の価値を住む権利である居住権と所有する権利である所有権に分けて、配偶者は居住権だけを取得することができます。これにより、自宅に住みながら他の財産も取得しやすくなりました。自宅贈与も優遇され、夫婦間の自宅贈与で結婚して20年以上たっている場合には相続分が減少しなくなりました。

二つ目は、預貯金の払戻制度です。預貯金が遺産分割の対象となる場合

に、相続人は遺産分割前でも、口座ごとに自分の相続分の3分の1について

配偶者の優遇や特別寄与 相続制度 五つの変更点

円。

三つ目は、自筆証書遺言の改正です。これまでは、全文手書きでなければなりませんでしたが、財産目録はパソコンなどで作成してもよくなりました。また、自筆証書遺言を法務局で保管する制度が創設されます。

四つ目は、相続人に被相続人の財産の一定割合を保障する遺留分制度の改正です。遺留分を侵害された者が遺留分減殺請求をした場合、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができます。

五つ目は、特別寄与の制度です。相続人でなくても被相続人の親族であれば、被相続人の療養看護など特別の寄与をしたと認められる場合には、相続人に対し、特別寄与料を請求することができます。

(弁護士 松田健太郎)

ては、単独で払い戻しをすることができるようになりました(同一金融機関からは上限150万